

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第2回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	令和2年11月17日(火)午後1時57分から午後3時27分まで
開 催 場 所	中部地区会館402学習室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、阿部副会長、石橋委員、斉藤委員、高梨委員、田中委員、萩原委員 欠席者：なし 事務局：企画財政部長、行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	○ 第1回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 武蔵村山市第七次行政改革大綱(素案)について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項：第1回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果について 第1回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、修正等があれば11月24日(火)までに事務局に連絡することとした。 議題1：武蔵村山市第七次行政改革大綱(素案)について 武蔵村山市第七次行政改革大綱(素案)について審議し、委員から意見をいただいた。 議題2：その他 11月19日(木)に開催を予定していた会議は行わず、11月24日(火)に第3回懇談会を開催することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	報告事項：第1回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果について ● 第1回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、11月24日(火)までに確認していただき、修正等があれば事務局に連絡をお願いします。  【質疑・意見等】 ○ 特になし。  議題1：武蔵村山市第七次行政改革大綱(素案)について ● 武蔵村山市第七次行政改革大綱(素案)について、会議資料に基づき事務局から説明した。  (「第3章 行政改革の推進項目」の項番31から項番40までに対する質疑・意見等)

**【質疑・意見等】**

- 項番 3 1 「自主防災組織の活性化策の検討」について、本市には自主防災組織には含まれないが消防団という防災組織があり、8つの分団で構成されている。

各消防団においては、団員が高齢化しており、また、若い団員の確保も課題となっている。

さらに、所属する団員の多くがサラリーマンであり、日中は自宅にいないことから、昼間の火災に対応しづらいことも課題となっている。

このことから、地域の防犯機能・意識を向上させるためには、自主防災組織を活性化させることも重要であるが、地域で防災活動を行う消防団が抱える人材難を解消するための方策を併せて検討していただきたい。

- いただいた御意見を踏まえて検討を進めるよう、所管課に申し伝える。

- 項番 3 2 「自主防犯組織の活性化策の検討」について、防犯機能や意識の向上を図るためには、自主防犯組織を活性化させることも重要であるが、より効果的な防犯対策の実施に向けて、市内の通学路等に防犯カメラを設置したことによる犯罪の抑止効果等の検証も併せて行っていただきたい。

また、夕方に防災行政無線から流れるチャイムには、児童・生徒に時刻を伝え、帰宅を促す効果があると認識しているが、音声が届きづらく、季節によって流れる時間が異なることが周知されていないなどの課題があるため、所管課に改善するよう伝えていただきたい。

- 所管課に申し伝える。

- 項番 3 3 「新たな自治会活性化策の実施」について、本市の自治会の加入率は年々減少しており、自治会としても活性化に向けた取組を実施しているが、このままでは加入率の増加は見込めない状況にある。

このことから、新たな支援策の検討、実施に当たっては、絵に描いた餅のような支援策の検討に留まらず、自治会に加入する利点が目に見えてわかる活性化策を実施していただきたい。

- いただいた御意見を踏まえて活性化策を実施するよう、所管課に申し伝える。

- 項番 3 1 「自主防災組織の活性化策の検討」、項番 3 2 「自主防犯組織の活性化策の検討」だけでなく、項番 3 4 「災害ボランティア運営体制の整備」についても、自治会の協力があるため、項番 3 3 「新たな自治会活性化策の実施」については、特に注力して実施していただきたい。

● いただいた御意見を踏まえて検討するよう、各所管課に申し伝える。

○ 項番36「ワーク・ライフ・バランスの推進」について、取組内容には仕事と家庭の両立支援などに取り組むモデルとなる事業所を認定し、周知する旨の記載があるが、具体的にどのような取組を実施している事業所を対象にすることを想定しているのか伺いたい。

● 今後、所管課において認定の対象とする事業所の基準等を検討していくこととなるが、他市においては、フレックス勤務の実施、ノー残業デーの推進、産前産後休暇及び育児休業マニュアルの策定等を行っている事業所を認定している状況にある。

このことから、本市においても同様の取組を実施する事業所の認定に向けた取組を進めていくと思われる。

○ 項番40「広聴のデータベース化」について、取組内容には市長への手紙等で寄せられた意見をデータベース化する旨の記載がある。

データベース化する際には、紙ベースで寄せられた意見等を職員が改めて入力すると思われるが、そのような方法では職員にも大きな負担が掛かってしまう。

市長への手紙等を全て電子化することが難しいことは理解できるが、極力電子データで受け付けられる仕組みを充実させていくことも視野に入れて取組を進めるべきである。

● いただいた御意見を踏まえて検討するよう、所管課に申し伝える。

(「第3章 行政改革の推進項目」の項番41から項番46までに対する質疑・意見等)

**【質疑・意見等】**

○ 項番41「職員定数の適正化」について、取組内容には適正な職員配置による行政運営を推進する旨の記載があるため、各課の時間外勤務時間を正確に把握した上で、負担が多く発生している課に人員を配置していただきたい。

○ 時間外勤務時間が特定の時期にのみ発生しているのであれば、そのような繁忙期にのみ、経験者を配置することや、時間外勤務の発生していない課の職員を併任するなど、効率的な組織運営を心掛けていただきたい。

● 各課における時間外勤務時間は毎年度異なるものであるが、窓口で市民対応を行う課が多い傾向にあるほか、計画の策定など、定例外の業務を行う年度は増加する傾向にある。

職員定数の管理は当課で行っているため、いただいた御意見を踏まえて、引き続き適正な職員数となるよう管理させていただく。

また、繁忙期における職員の配置については、正規職員だけでなく

臨時的に任用する会計年度任用職員を活用して対応しているところであるが、いただいた御意見を踏まえて、効率的な運用を心掛けるよう所管課に申し伝える。

- 項番 4 2 「新たな勤務意欲向上策の実施」について、地域の活動や催し物等に多くの職員がボランティアとして参加しており、非常に感心している。

今後は、このような活動への自発的な参加を促進する支援の充実など、取組内容に例示された方策だけでなく、幅広く効果的な取組を検討していただきたい。

- いただいた御意見を踏まえて検討するよう、所管課に申し伝える。
- 項番 4 5 「職員接遇マニュアルの改訂」について、本来であればマニュアル等に頼らずにきめ細かい接遇を実施していただきたいが、得手不得手もあるため、行き届いた新しいマニュアルが作成されることに期待したい。
- マニュアルが存在することにより事務的な接遇が行われることは本末転倒であるため、職員個人の個性をいかした上で、来庁する市民の気持ちに配慮した丁寧な接遇を行っていただきたい。
- いただいた御意見を踏まえて実施するよう、所管課に申し伝える。

(「第 3 章 行政改革の推進項目」の項番 4 7 から項番 5 4 までに対する質疑・意見等)

**【質疑・意見等】**

- 項番 4 8 「企業版ふるさと納税制度の導入」について、制度の仕組みを具体的に教えていただきたい。
- 企業版ふるさと納税制度は、自治体が地方創生に資する事業を実施することを盛り込んだ地域再生計画を作成し、その計画の趣旨に賛同した企業が寄附を行った場合に、最大で 9 割の税額控除が受けられるというものである。
- 近隣市で導入している事例はあるのか。
- 青梅市で導入実績があり、ウイルスの発生により多くの梅の樹が伐採されてしまった観光施設「梅の公園」の再整備に向けて、寄附の受入を行っている。
- 企業版ふるさと納税制度については、現状国が想定した運用に至っておらず、国も制度の改正を予定していると伺っているため、制度の導入に当たっては、国の動向に注視しながら検討を進めていただきたい。
- いただいた御意見を踏まえて実施するよう、各所管課に申し伝える。
- 項番 5 2 「市税等収納対策の推進」について、取組内容には徴収を

強化するための方法を検討し、有効な収納対策を実施する旨の記載があるが、具体的に何か新しい収納対策の実施を予定しているのか。

- 現在、スマートフォンのアプリを活用したキャッシュレス納付の実施について準備を進めているところである。
- 新たな取組を実施していくことも重要であるが、収納率の向上に当たっては、口座振替による納付を推進することが最も効果的な収納対策であると考えられるため、既に一定の取組を実施しているものと思われるが、更なる推進に努めていただきたい。
- いただいた御意見を所管課に申し伝える。
- 項番53「介護保険料収納対策の推進」について、介護保険料を滞納した高齢者等が督促状に記載された内容を理解できずに放置してしまい、その後、年金を差し押さえられることで生活に支障が出てしまう事例が他市で問題となっているため、取組を進める際には高齢者等に配慮した丁寧な対応を心掛けていただきたい。
- いただいた御意見を所管課に申し伝える。

(「第3章 行政改革の推進項目」の項番55から項番62までに対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

- 項番56「臨時財政対策債の発行額の抑制」について、達成基準として「当該年度元金償還額以下」の目標が掲げられており、令和元年度の発行額が966,000千円である旨の記載がある。  
一方で、項番57「財政調整基金の残高の確保」には、令和元年度末の財政調整基金の残高が1,536,776千円ある旨の記載があるため、財政調整基金を取り崩して当該年度の臨時財政対策債の発行額を抑制することも可能であると思われるが、このような対応は考えられるのか。
- 確かに、財政調整基金を取り崩して当該年度の臨時財政対策債の発行額を抑制することは可能であるが、財政調整基金は、災害などの予期せぬ事態等に柔軟に対応できる財源であるため、今後も残高を確保していきたいと考えており、御意見のように取り崩して臨時財政対策債の発行額を抑制することは考えていない。
- 項番59「通勤手当の見直し」について、取組内容には東京都の制度に準拠していない旨の記載があるが、具体的にどのような違いがあるのか伺いたい。
- 通勤手当などの手当を含めた職員の給与については、国の人事院及び東京都の人事委員会の勧告に基づき定めており、本市の通勤手当が東京都の制度に準拠していないことが過去から課題になっている。具体的には、車や自転車等の交通用具を使用した際の支給額が東京都の

基準よりも上回っている状況にある。

○ 説明いただいた内容の趣旨は理解できるが、職員の人件費の適正化に関することであり、第七次行政改大綱の推進項目に掲げ、年次計画を定めて実施する取組ではないと思われるため、可能な限り早期に実施すべきである。

● いただいた御意見を踏まえ、改めて取扱いを精査させていただく。

○ 項番60「社会福祉協議会への財政的支援の在り方の検討」及び項番61「シルバー人材センターへの財政的支援の在り方の検討」について、財政的支援の「的」とは何を指しているのか。

また、公文書に「的」と表記することにも疑問が残るため、「財政支援等」に表記を変更するなど、取扱いを精査していただきたい。

● 補助金等の直接的な財政支援の他に職員派遣や事業委託等を実施しているため、そのような取組を含めて財政的支援と表記しているが、いただいた御意見を踏まえて、改めて精査させていただく。

(「第3章 行政改革の推進項目」の項番63から項番67までに対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

○ 項番64「専決事案の見直し」について、地方自治法第179条に定める普通地方公共団体の長が行う専決処分の対象を見直すという認識でよいか。

● あくまで市の事務決裁規程に定められた専決事案の見直しを行うものであるため、議会の決定すべき事案に影響を与えるものではない。

(「第3章 行政改革の推進項目」の項番68から項番78までに対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

○ 項番73「電子決裁システムの導入の検討」について、システムを導入することにより決裁の仕組みを電子化する旨の説明があった。

紙に押印する代わりに単に電子決裁システムを導入するだけでは、業務の効率化にはつながらないため、システムの導入に併せて不要なプロセスを省くなど、事務処理方法の見直しも行っていただきたい。

● いただいた御意見を踏まえて検討するよう、所管課に申し伝える。

(「第3章 行政改革の推進項目」の項番77から項番83までに対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

	<p>○ 項番 80「下水道使用料の見直し」について、下水道施設は関連市町村と東京都が管理していたと記憶しているが、使用料を市単独で決定することはできるのか。</p> <p>また、第六次行政計画大綱においては、3年ごとに使用料を見直すことを定めていたが、第七次行政改革大綱では見直しの時期をどのように予定しているのか。</p> <p>● 下水道の使用料については、市の条例で決定しているため、市が単独で見直すことが可能である。</p> <p>また、見直しサイクルについては、第六次行政改革大綱と同様に3年ごとに行うことを予定している。</p> <p>(「第3章 行政改革の推進項目」の全体に対する質疑・意見等)</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 「第3章 行政改革の推進項目」に掲げる全83の推進項目を検討したが、全体を通して検討時期が遅いと感じている。</p> <p>民間企業であれば、5年も課題を放置すると倒産してしまうため、改めて検討時期を精査していただき、可能な限り迅速に行政改革を行っていただきたい。</p> <p>○ 別々の推進項目であっても、関係各課が緊密に連携して取組を進めることにより相乗効果の発生が期待できることから、行政特有の縦割りをなくした検討体制の構築を求めたい。</p> <p>● いただいた御意見を踏まえて、改めて精査させていただく。</p> <p>議題2 その他</p> <p>● 円滑な議事進行により第七次行政改革大綱(素案)について一通り審議いただいたことから、11月19日(木)に開催を予定していた第3回懇談会を中止し、11月24日(火)を第3回懇談会とした上で、懇談会からの報告をまとめていただきたいと考えているが、いかがか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>● 次回の会議は、11月24日(火)午後2時から406会議室にて開催する。</p>
--	---

<p>会議の 公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開  <input type="checkbox"/> 一部公開  <input type="checkbox"/> 非公開  ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>傍聴者： _____ 0 人</p> <p>( )</p>
------------------------------	--

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="checked" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 : ) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 : )
------------------	---

庶務担当課	企画財政部 行政経営課 (内線 : 3 9 2)
-------	--------------------------

(日本産業規格 A 列 4 番)